

人閣議第一二一號

案

平成四年五月二五日

上奏  
裁可  
平成四年五月二七日

閣議

平成四年五月二七日

施行

平成四年五月二七日

年月日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣参事官

内閣

渡辺秀國務大臣

田名部國務大臣

山崎國務大臣

谷川國務大臣

田原國務大臣

渡部國務大臣

塙川國務大臣

東家國務大臣

羽田國務大臣

與田國務大臣

伊江國務大臣

中村國務大臣

鳩山國務大臣

渡辺秀國務大臣

岩崎國務大臣

野田國務大臣

山下國務大臣

近藤國務大臣

加藤國務大臣

宮下國務大臣

検事総長に任命する

検事長

藤永泰孝

一級に叙する

内

閣

検事長に任命する

次長検事

藤永泰孝

一級に叙する

内

閣

検事長に任命する

次長検事

土肥孝治

一級に叙する

内

閣

検事長に任命する

次長検事

肥孝治

外務事務官

荒安

清彦

外務事務官

國安

正昭

外務事務官

船安

彦朗

外務事務官

大和田

惠憲

検事

数原

功一

土肥

和田

一

検事

原

一

土肥

惠孝

一

検事

肥孝

一

土肥

孝治

一

西西西西西

西西西西西

五五五五五

西西西西西

内閣

内閣

内閣

内閣

内閣

内閣

特命全権大使に任命する

内閣

大阪地方検察庁検事正 検 事 土 肥 孝 治  
次長検事に任命する  
一級に叙する

(平成4年5月27日付け)

法務省人任第1408号  
平成4年5月19日

内閣総理大臣殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したい内議がありますので、  
閣議の上、発令願います。

なお、本件は、平成4年5月26日限り定年退官予定の検事  
総長覧榮一の後任に東京高等検察庁検事長岡村泰孝を、その  
後任に次長検事藤永幸治を、その後任に大阪地方検察庁検事正  
土肥孝治をそれぞれあてようとするものです。

記

東京高等検察庁検事長 検事長 岡 村 泰 孝  
検事総長に任命する  
一級に叙する

法  
務  
省

次長検事 藤永幸治  
検事長に任命する  
一級に叙する

本籍	現住所	年月日	事項	年月日	年月日	年月日	年月日	氏名	氏名
								岡村泰孝	岡村泰孝
"	"	"	司法試験第二次試験合格	"	"	"	"	司法試験管理委員会	司法試験管理委員会
二七	一一一七		京都大学法学部卒業					最高裁判所	最高裁判所
二八	三								
二九	四	一	司法修習生を命ずる	"	"	"	"		
三〇	四	七	司法修習生の修習終了	"	"	"	"		
"	"	九	検事二級(大阪地方検察庁検事)に採用する	"	"	"	"	法務省	法務省
"	"	一二二六	高知地方検察庁検事に配置換する	"	"	"	"		
三一	四	一	徳島地方検察庁検事に配置換する	"	"	"	"		
三二	三	二八	静岡地方検察庁検事に配置換する	"	"	"	"		
"	"	"							
昭和三三	三	二八	静岡地方検察庁浜松支部勤務を命ずる	事項	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省
三四	三	一六	名古屋地方検察庁岡崎支部検察官事務取扱を命ずる						
三五	三	二五	但し期日は三月一八日一日限りとする						
三六	三	一五	水戸地方検察庁検事に配置換する						
三七	三	八	東京地方検察庁検事に配置換する						
三八	三	二五	函館地方検察庁検事に配置換する						
三九	二	二八	東京地方検察庁検事に配置換する						
四〇	一	一〇	司法研修所教官に充てる						
四一	一	二九	委員会臨時委員を委嘱する						
四二	一	二四	昭和四四年度司法修習生考試につき司法修習生考試						
四三	一	一二	委員会臨時委員を委嘱する						
四四	一	一	昭和四五年度司法修習生考試につき司法修習生考試						
四五	一	二四	委員会臨時委員を委嘱する						

四六	一	二七	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所
四七	四	一一	司法研修所教官に充てることを解く	"
四九	二	六	昭和四九年度司法修習生考試に際し司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く	"
五〇	一	六	司法修習生考試委員の委嘱を解く	"
五一	一	二九	東京高等検察庁検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁
五二	一	八	昭和五〇年度司法修習生考試に際し司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する	最高裁判所
五三	一	一九	東京高等検察庁検事に配置換する	法務省
五四	一	二八	東京高等検察庁検官事務取扱を免ずる	東京高等検察庁
五五	一	一九	昭和五一年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する	最高裁判所
一五	二	六	昭和五一年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考査委員を委嘱する	最高裁判所
七	二	六	東京地方検察庁刑事部長を命ずる	東京地方検察庁
			東京地方検察庁特別検査部長を命ずる	東京地方検察庁
			東京地方検察庁刑事部長を免する	東京地方検察庁
			法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	法制審議会

國村泰季

履歴書用紙									
年	月	日	事	項	務	省	内	内	法務省
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣
昭和六一	一	二七	壳春対策審議会幹事に任命する						
	二	一八	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国 における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十五条 による合同委員会日本政府代表代理を免ずる						
	一	一九	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定 第二十条による合同会議日本政府代表代理を免ずる						
一九	一〇	一一	第百七回国会政府委員を命ずる						
	一〇	一二〇	動物保護審議会幹事に任命する						
	一一	一〇	法制審議会幹事に併任する						
			最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する						
			最高裁判所	法務省	内閣	法務省	内閣	内閣	内閣



閩村泰孝

履歷書用紙法務省



藤永幸治

九一八 法制審議会幹事の併任を解除する

外務省

一一一 外務事務官（大臣官房）に併任する

外務省

年	月	日	事	項	府	名	法務省
昭和四七	七	三	帰朝を命ずる		外務省		
		一七	法務省に出向させる		法務省		
			検事一級（東京地方検察庁検事）に転任させる		法務省		
			法務省刑事局参事官に充てる		法務省		
四八	一〇	五	法制審議会幹事に併任する		法務省		
		二三	法務省刑事局参事官に充てることを解く		法務省		
		一七	法制審議会幹事に併任する		法務省		
			法務省刑事局参事官に充てる		法務省		
五〇	一	二〇	司法試験（第二次試験）考査委員に併任する		法務省		
		七	併任の期間は昭和五〇年一二月三一日までとする		法務省		
五一	四	一九	副検事選考審査会予備委員に併任する		法務省		
			司法試験（第一次試験）考査委員に併任する		法務省		
			併任の期間は昭和五〇年一二月三一日までとする		法務省		
			副検事選考審査会予備委員に併任する		法務省		
			司法試験（第一次試験）考査委員に併任する		法務省		



五五	二	一五	昭和五五年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に 併任する	法務省
〃	六	二	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	
			併任の期間は昭和五五年一月三日までとする	
〃	八	一一	ヴエネズエラ及びメキシコの両国へ出張を命ずる 出張期間は昭和五五年八月一三日から同年九月一〇 日までとする	
〃	一九	一九	ヴエネズエラ国カラカスにおいて開催の第六回国際 連合犯罪防止会議日本政府代表代理を命ずる	内閣
〃	一六	一六	東京地方検察庁検事に配置換する	
〃	九	一八	検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する	
〃	八	二六	副検事選考審査会予備委員の併任を解除する ヴエネズエラ国カラカスにおいて開催の第六回国際	
〃	八	一	東京地方検察庁公安部長を命ずる	
〃	一	一一	東京地方検察庁特別捜査部長を命ずる	
〃	一	一一	東京地方検察庁公安部長を免ずる	
五八	一	一一	最高検察庁検事に配置換する	
五五	九	五	法制審議会少年法部会委員に併任する	
五五	九	三〇	甲府地方検察庁検事正に配置換する	法務省
五五	一〇	二〇	法制審議会少年法部会委員の併任を解除する	内閣
五五	六〇	七	最高検察庁検事に配置換する	
五五	六一	四	法制審議会刑法部会委員に併任する	
五五	六一	七	東京高等検察庁検事に配置換する	
五五	六一	七	東京高等検察庁次席検事を命ずる	
五五	六一	七	かねて東京高等検察庁総務部長を命ずる	

年	月	日	項	内	外	法務省	最高裁判所
平成 元	九	四	一級に叙する	内閣	内閣	"	"
	"	"	高松高等検察庁検事長に補する	法務省	法務省	"	"
	"	"	検察官特別考試審査会臨時委員の併任を解除する	"	"	"	"
三	一二	一二	次長検事に任命する	内閣	内閣	"	"
	"	"	一級に叙する	法務省	法務省	"	"
	"	"	検察官特別考試審査会委員に併任する	最高裁判所	最高裁判所	"	"
	"	"	副検事選考審査会委員に併任する	法務省	法務省	"	"
四	一	一〇	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	最高裁判所	最高裁判所	"	"
	"	"	法制審議会委員に併任する	法務省	法務省	"	"
	"	"	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	最高裁判所	最高裁判所	"	"

年	月	日	事	項	府	本	籍	年月生の	昭和八年七月一二日生
						出生地	現住所		
三〇	一〇	二一	司法試験第二次試験合格			京都大学法学部卒業	司法試験	最高裁判所	土肥孝治
三一	一一	三	司法修習生を命ずる			札幌地方検察庁室蘭支部勤務を命ずる	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
三二	一二	四	司法修習生の修習終了			札幌地方検察庁室蘭支部勤務を命ずる	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
三三	一二	五	検事二級（札幌地方検察庁検事）に採用する			札幌地方検察庁室蘭支部勤務を命ずる	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
三四	一二	六	神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる			神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
三五	一二	七	松江地方検察庁検察官事務取扱を命ずる			松江地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
三六	一二	八	ただし期日は七月一五日一日限りとする			松江地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
三七	一二	九	岡山地方検察庁検察官事務取扱を命ずる			岡山地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
三八	一二	一〇	ただし期日は一月二八日一日限りとする			岡山地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
三九	一二	一一	神戸地方検察庁姫路支部勤務を免ずる			神戸地方検察庁姫路支部勤務を免ずる	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
四〇	一二	一二	大阪地方検察庁検事に配置換する			大阪地方検察庁検事に配置換する	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
四一	一二	一二	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる			東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
四二	一二	一二	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる			東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
四三	一二	一二	アメリカ合衆国、連合王国、デンマーク、スウェーデン、オランダ、西ドイツ、オーストリア、スイス、イタリア及びフランスの各国へ出張を命ずる			アメリカ合衆国、連合王国、デンマーク、スウェーデン、オランダ、西ドイツ、オーストリア、スイス、イタリア及びフランスの各国へ出張を命ずる	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治
四四	一二	一二	出張期間は昭和四九年九月一〇日から同年一〇月二			出張期間は昭和四九年九月一〇日から同年一〇月二	司法試験委員会	最高裁判所	土肥孝治

土肥孝治

年	月	日	事	項	序	名
昭和五七	二	一	大阪地方検察庁特別捜査部長を命ずる			
五八	一	二	大阪地方検察庁公安部長を免ずる			
五八	一	二	大阪地方検察庁次席検事を命ずる			
一	一	二〇	最高検察庁検事に配置換する			
六一	九	一	奈良地方検察庁検事正に配置換する			
六三	一二	二	神戸地方検察庁検察正に配置換する			
平成二	一二	一〇	大阪地方検察庁検事正に配置換する			

(大臣官房審議官) 外務事務官 堤 功一

(在デュッセルドルフ日本国) 外務事務官 大和田 恵朗

(在ロス・アンジエルス日本国) 外務事務官 荒 船 清彦

特命全権大使に任命する(以上五月二十七日付)

右のとおり発令を願います。

平成四年五月二十一日

外務省



内閣総理大臣 宮澤喜一 殿

外務大臣 渡辺美智雄

おつて、堤大使にはハンガリー国駐箚、数原大使にはナイジ  
エリア国駐箚、大和田大使にはクウェイト国駐箚、國安大使に  
はスリ・ランカ国駐箚、荒船大使にはニカラグア国駐箚をそれ  
ぞれ命ずるものであります。

堤 つつみ

功 こう

一 いち

昭和八年一月三日生

年号	月日	任免	賞罰	等	序名
昭二九	一〇一五	外交官領事官採用試験合格			
三〇	三二八	東京大学教養学部教養学科卒業			
四一	一	外務事務官に任命する			
八一六		在アメリカ合衆国日本国大使館在勤を命ずる			
昭三一	四一	外交官補を命ずる			
三四	一〇五	情報文化局對外啓發課勤務を命ずる			
三六	五一六	情報文化局海外広報課勤務を命ずる(組織令改正)			
三九	六二三	在タイ日本国大使館在勤を命ずる			
四〇	二一	三等書記官を命ずる			
四一	四二三	在カナダ日本国大使館在勤を命ずる			
四五	一九二二	一等書記官を命ずる			
四三	七一九	国際連合局政治課勤務を命ずる			
四二	四一	国際連合局科学課長を命ずる			
四七	七一	在フィリピン日本国大使館在勤を命ずる			
四九	八一五	条約局国際協定課長を命ずる			



履歴書

本籍

かず はら たか のり  
数 原 孝 篤

旧姓名

昭和一〇年二月一一日生

年号	月日	任免	賞罰	等	序名
昭三四四	九二六	外務公務員採用上級試験合格			
三五	三	東京大学法学部卒業			
四一	四一	外務事務官に任命する			
八一六	八一六	大臣官房勤務を命ずる			
在連合王国日本国大使館在勤を命ずる					
在ユーロースラヴィア日本国大使館在勤を命ずる					
外交官補を命ずる					
在ユーゴースラヴィア日本国大使館在勤を命ずる					
外務省					
昭三八	六二四	勤を命ずる			
大臣官房勤務を命ずる					
三九	一	通商産業事務官に任命する			
一九一	一	通商局勤務を命ずる			
外務事務官に任命する					
四三	一	国際連合局政治課勤務を命ずる			
四六	七一五	国際連合日本政府代表部在勤を命ずる			
四八	七九	大蔵事務官に任命する			
る		二等書記官を命ずる			
アジア局南東アジア第一課勤務を命ずる					
外務事務官に任命する					
主計局勤務を命ずる					

五〇	一、二〇	国際連合局勤務を命ずる（軍縮室長）
五一	八一六	在インドネシア日本国大使館在勤を命ずる
五二	四一	参事官を命ずる
五三	七一〇	在スウェーデン日本国大使館に配置換する
五四	六一	在インド日本国大使館に配置換する
五八	三一	大臣官房在外公館課長に配置換する
六〇	一三一	辞職を承認する
六二	八二〇	国際協力事業団職員に採用する
		青年海外協力隊事務局長を命ずる
		辞職を承認する
		外務省
昭六二	八二一	外務事務官（在オーストリア日本国大使館）に採用する
平元	一一一六	参事官を命ずる
二一	一五	オーストリア国駆駕特命全權大使を補佐し在ウィーン国際機関の事務に従事する期間大使の名称を与える
六		する期間大臣官房に配置換する
		大臣官房に承認する
		辞職を承認する
		国際協力事業団理事に任命する

# 履歴書

本籍

おおわだのりあき  
六和田恵朗

旧姓名

昭和一二年六月七日生

年号	月日	任免	賞罰	等	序名
昭三六	九、二〇	外務公務員採用上級試験合格			
三七	三	東京大学法学部第二類卒業			
四一	八、一五	外務事務官に任命する			
四〇	五、一	条約局勤務を命ずる			
四二	八、二一	在ドイツ日本国大使館在勤を命ずる			
四四	一、二七	外交官補を命ずる			
四五	二、九	三等書記官を命ずる			
四七	五、二	在オーストリア日本国大使館在勤を命ずる			
四八	五、一	二等書記官を命ずる			
五二	一〇、一	一等書記官を命ずる			
五〇	七、一	在ドイツ民主共和国日本国大使館在勤を命ずる			
一、二、八	九、一六	アメリカ局調査官に昇任させる			
		を命ずる			
		アメリカ局調査官に配置換する			
		經濟局書記官に配置換する			

五六	四六	在イラク日本国大使館に配置換する 参事官を命ずる
五八	古一	在ベルリン日本国総領事館に配置換する 領事を命ずる
五九	九一	在ドイツ民主共和国日本国大使館に配置換する 領事を命ずる
六一	一	参事官を命ずる
六三	古一	ドイツ民主共和国駐箚特命全權大使を 補佐しドイツ民主共和国に在勤する期 間公使の名称を与える
六三	古一	在デュッセルドルフ日本国総領事館に 配置換する
外務省		
昭六三	古一	総領事を命ずる

履歴書

本籍

國にやすまさあき  
安正昭

旧姓名

昭和一三年一月二七日生

年号

月日

任

免

賞

罰

等

序

名

外務省

五〇	四八	一〇	一	在アルゼンティン日本国大使館在勤を	一等書記官を命ずる						
四七	四七	一一〇	七二五	国際連合局専門機関課勤務を命ずる	二等書記官を命ずる						
四四	四三	六一五	アメリカ局南米課勤務を命ずる(法律 第九九号及び政令第一六八号)	アメリカ局南米課勤務を命ずる(法律 第九九号及び政令第一六八号)							
四二	四二	一二五	六一	中南米・移住局中南米課勤務を命ずる 中南米・移住局南米課勤務を命ずる(政 令第一一五号)							
昭四〇	昭四〇	五	一	三等書記官を命ずる	命ずる						
三九	三九	七二五									
八一五				在スペイン日本国大使館在勤を命ずる							
昭三六	昭三六	九二〇		外交官補を命ずる							
三七	三七	三		東京大学教養学部教養学科卒業							
				外務事務官に任命する							
				条約局勤務を命ずる							

外務省		外務省		外務省		外務省		外務省		外務省		外務省		
五二	七一五	アメリカ局中南米第一課長に昇任させ る	命ずる	五四	九三	国際連合局科学課長に配置換する		五六	一二〇	経済協力局経済協力第一課長に配置換 する		五三	二二〇	アメリカ局中南米第一課長に配置換す る
平二				五七	七二二	経済局調査官に配置換する		一〇	五	在ソヴィエト連邦日本国大使館に配置 換する		五八	一二一五	在フィリピン日本国大使館に配置換す る
六三	八一	大臣官房外務参事官に配置換する	名称を与える	昭五八	一二二八	在マニラ日本国総領事館に併任する	る	六一	一一	総領事を命ずる		六二	七一	大臣官房外務参事官に配置換する
三一	二二八	中南米局に併任する	辞職を承認する	六三	八一	大臣官房審議官に昇任させる	外務長を命ずる	平二		東京都理事に任命する				

履歷書

本籍

荒 あら  
船 ふね  
清 きよ  
彦 ひこ

旧姓名

昭和一三年九月七日生

五二	七一	大臣官房調査部（調査室長）に配置換する
五三	二六	欧亜局西欧第二課長に配置換する
五四	四二〇	在マレーシア日本国大使館に配置換する
		る
		参事官を命ずる
五七	二二〇	在連合王国日本国大使館に配置換する
五八	二一	在ドイツ連邦共和国日本国大使館に配
		置換する
六〇	六二六	大臣官房外務参事官に配置換する
		大臣官房領事移住部に併任する
六一	六二三	大蔵事務官（名古屋税關長）に転任させ
		る
		外務省
昭六三	六一五	大臣官房付に配置換する
	"	外務事務官（大臣官房審議官）に転任させる
平元	二一〇	国際連合局に併任する
二二	二四	在ロス・アンジェルス日本国総領事館に配置換する
		総領事を命ずる

## 閣議説明メモ

閣議日 5月26日(火)

発令日 5月27日(水)

特命全権大使に任命する

(1) ハンガリー国駐箚を命ずる

外務事務官(大臣官房審議官)

堤 功一

堤 功一 → ハンガリー国駐箚  
関 栄二

4/5/10 命帰朝

(2) ナイジェリア国駐箚を命ずる

国際協力事業団理事

数 原 孝 憲

数原 孝憲 → ナイジェリア国駐箚  
黒河内 康

4/5/10 命帰朝

(3) クウェイト国駐箚を命ずる

外務事務官(在デュッセルドルフ日本国

大 和 田 恵 朗

総領事館総領事)

大和田 恵朗 → クウェイト国駐箚  
黒川 剛

4/4/24 帰国

4/5/13 免本官

(4) スリ・ランカ国駐箚を命ずる  
東京都（外務長）

國 安 正 昭

スリ・ランカ国駐箚  
國安 正昭 → 新田 勇  
4/5/10 命帰朝

(5) ニカラグア国駐箚を命ずる  
外務事務官（在ロス・アンジェルス日本国  
総領事館総領事）

荒 船 清 彦

ニカラグア国駐箚  
荒船 清彦 → 小西 芳三  
4/1/17 免駐箚  
4/3/3 免本官

法務省入任第1407号  
平成4年5月27日

内閣総理大臣殿

法務大臣



検事総長の定年退官について（通知）

検事総長観榮一は、検察庁法第22条の規定により平成4年5月26日限り定年退官したので、通知します。

法  
務  
省

